

平成 27 年 3 月 27 日
国際統括官決定

文部科学省「ESD QUEST キャラクター」利用規程

1. 趣旨

文部科学省「ESD QUEST キャラクター」（以下「本件著作物」という）は別添に定めるとおりとし、その利用に関し必要な事項を本規程により定めるものである。

2. 管理事務

本件著作物の著作権は文部科学省が保有し、管理事務は文部科学省国際統括官付が行う。

3. 禁止事項

本件著作物を利用する者は、9（1）～（12）に定める事項に抵触してはならない。

4. 利用手続等

- (1) 日本国政府、地方公共団体が利用する場合、報道を目的に利用する場合、文部科学省後援名義並びに日本ユネスコ国内委員会後援名義の使用について承認された行事等の申請者（ただし、文部科学省後援名義または日本ユネスコ国内委員会後援名義の使用について承認された行事等については、ESD の普及啓発等に資する内容のものに対する使用に限る）が利用する場合は、4（2）に定める、本件著作物の利用に関する手続を要しない。
- (2) 本件著作物を利用しようとする者は、4（1）に該当する場合を除き、利用の 10 日前（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに、「文部科学省『ESD QUEST キャラクター』利用届出書」（別紙 1）を文部科学省国際統括官あてに提出し、本件著作物利用許諾を得るものとする。
- (3) 提出物に修正の必要がある場合は、指示に従い必ず修正した上で、利用するものとする。
- (4) 届け出た内容、又は承認された内容を変更する場合は、変更の 3 日前（行政機関の休日を除く）までに文部科学省国際統括官あてに、「文部科学省『ESD QUEST キャラクター』利用変更届出書」（別紙 2）を提出し、承認を受けなければならない。

5. 成果物の提出

利用したときは速やかに作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて利用状況を報告しなければならない。

6. 本件著作物を利用する者の責務等

本件著作物を利用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、文部科学省は本件著作物の利用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7. 著作権の帰属

本件著作物を利用する者が、「ESD QUEST キャラクター」使用ガイド（参考）に定める事項に準じ、制作した全てのアートワーク、グラフィック・レイアウトその他これらに類するものに利用した本件著作物の著作権その他の権利が文部科学省に帰属することを認める。

8. 本件著作物の利用承認の取消し

本件著作物を利用する者が、4（3）に定める本件著作物の修正指示に従わず、利用改善の要求に従わない場合には、文部科学省は当該利用者に対する利用承認を取り消すとともに頒布物の回収、撤去することができる。なお、文部科学省はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

9. 本件著作物の利用に関する禁止事項

本件著作物について、次の事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 別添「ESD QUEST キャラクター」使用ガイドに反する利用の場合。
- (2) 本件著作物の目的等と著しくかい離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 利用者が本件著作物の利用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により利益及び収益を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて利用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして利用する場合。
- (8) 届出書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 利用者が実態の無い団体の場合。
- (10) 利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合。
- (11) 本件著作物の利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許などを利用している場合。
- (12) その他、本規程の定めに適合しない場合。

10. その他

本規程に定めるもののほか、必要な事項は文部科学省国際統括官が別に定める。

☒
ESD QUEST キャラクター

